

令和 8 年度第 5 回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和 8 年度第 5 回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員数 14 名中本日の出席者は 14 名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第 3 条の規定により、会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、 、 両委員にお願いします。
議案第 1 号	議 長	それでは議事に入ります。議案第 1 号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	 番	農業委員さんが見て、E 判定だろうということに出てきた農地を再度、職員の方が見られてあげられていると思うのですが、どのくらいの割合で「これは E 判定にするには難しい」と思われるものがあるのでしょうか？見方が、地域によってはバラツキがあると思うのですが、どのくらいの割合で E 判定にしたものが残っているのかということです。
	事務局長	今、具体的な数値は持ち合わせていないのですが、そんなにたくさん落ちてはいないと思われます。中には、農業委員さんは E 判定なんです、再度調査してみたら、法務局に認めてもらえるかどうかという農地があるようですので、今回のリストには上がってきていないのですが、そう多くはないという認識です。
	 番	法務局の方には、写真とか提出して承認ができるという認識でよろしいのでしょうか？これからまた、落とすということがあるのでしょうか？
	事務局長	落ちることがないような農地をあげています。
	議 長	農業委員会が農地パトロールで非農地判定した農地については、申請書と共に写真を付けて法務局へ提出をします。一応それで終わりということになっています。それ以外の個別に非農地承認申請がされたものについては、法務局が全て現地確認をして、申請通りの地目にするかどうか判定されるということです。町職員の方には、法務局で圃場整備をされた農地かどうかということ等、問題がないかということや現況確認をして判断をしてもらっているということです。

	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地利用状況調査による非農地承認について」を原案通り承認することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数でございますので、原案通り承認することとします。
議案第2号	議 長	続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義なき旨回答することとします。
議案第3号	議 長	続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-18の案件について、 推進委員さんより報告をお願いします。
	 番 (推進)	 地区担当の です。受付番号3-18について、報告します。場所は から へ の場所にあります。申請書は賃借権設定の申請です。8月24日に 農業委員と申請者代理人の 同行のもと調査しました。申請者は法人規模拡大で、法人で耕作した方が効率的であるということで申請されました。また、事務所の近くに農地があり、耕作に便利だということでした。また、譲渡人は、この法人の役員であり、法人において農業経営するためとのことでした。 は、意欲的に営農に取り組まれています。賃借権を設定されても問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-19の案件について、 農業委員さんより報告をお願いします。
	 番	 地区担当の です。受付番号3-19について、報告します。8月20日に 推進委員さんと譲受人 の父である 同行のもと調査しました。場所は、 から 、 に行った所の 場所にあります。譲渡人の と は小作契約を締結、約50~60年前からだそうです。約20年前からは、ビニールハウスを設置され、花卉栽培を行っておられたとのことでした。以前から譲渡の話はされておりましたが、

		諸般の事情でこの度、ビニールハウスによる花卉栽培が困難になったのを機に小作契約を解除して息子さんであり後継者でもある[]が、[]から農地を譲り受けることとされたものです。[]は、譲り受けた後、他の農地と併せて耕作を引き続きされるそうです。特に問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 賃借権と所有権、それぞれに採決させていただきます。 議案第3号の受付番号3-18の案件について、申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。 続きまして、議案第3号の受付番号3-19の案件について、申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。5-2の案件について、[]推進委員さんより報告をお願いします。
	[]番 (推進)	[]地区担当の[]です。受付番号5-2について、報告します。場所は、[]から[]へ[]の場所にあります。8月18日に[]農業委員と譲受人の[]が忙しく現地に行けないということで自宅において事情確認をし、後日8月21日に[]農業委員と現地調査しました。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地で、その他2種農地です。申請地は、現況が法面となっており、田としての耕作は困難な状況です。隣接する山林からの木材搬出の際に、資材及び木材置場としての利用を計画されております。また、転用と併せて遠方に居住されている譲渡人から、町内の譲受人に所有権を移転されるものです。農振農用地区域外の農地で、周辺への影響もなく、何ら問題ないものと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。

報告第1号	議 長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
報告第2号	議 長	続きまして、報告第2号「神石高原町農業委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第2号を終わります。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時03分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和8年9月28日
		会長 ■ 番 ■ 委員 ■ 番 ■ 委員